

別記1の2 認証基準（青果物）

管理点	No.	レベル	適合基準
1 管理全般（農場経営管理を含む）			
農業生産工程管理（GAP）に取り組んでいる	1.1	必須	継続的な改善活動（栽培計画を策定し、点検項目を確認して農作業を行い、取組みを記録・保管し、自己点検及び団体による点検を受けて次作に向けた改善点を見出す）によるGAPを実践している。
	1.2	重要	集荷団体や部会等が開催する農産物の安全性確保や、GAPに関する研修会等に参加している。
登録種苗や技術・ノウハウ（知的財産）を保護、活用している	2.1	重要	農業者自らが開発した技術・ノウハウ（知的財産）を保護・活用している。
	2.2	必須	権利が保護されている種苗（種子、苗、果樹の枝）を育成者の許可なく増殖したり、生産者等に種苗として販売を行わない。【法令上の義務】
農産物の生産に関する伝票、領収書等を保管している	3.1	必須	種子、苗、農薬、肥料、堆肥の購入伝票を取引先等に対応できるように一定期間保管している。
	3.2	必須	農産物の出荷記録をつけるとともに、3年間は出荷伝票を保管している。
栽培情報・生産資材の使用履歴を記帳している	4.1	重要	ほ場情報（マップ、ほ場一覧表）を記録、保管している。
	4.2	必須	栽培履歴、農薬・肥料等の使用履歴を記帳している。また、資材の消毒や施設・機器の保守管理の記録についても保存している。
帳簿類を整備している	5	必須	農薬・肥料等の在庫台帳など帳簿類を整備し、取引先等に対応できるように一定期間保管している。
GAPの取組みについて外部委託先と合意している	6.1	必須	播種、防除、施肥、収穫、運送等を外部の事業者へ委託する場合、契約文書等により農場のGAPの取組みに従うことの合意を得ている。
	6.2	重要	外部委託先に対し、GAPの取組みに適合しているかどうか年1回以上点検し、その記録を残している。
2 食品安全			
農産物取扱い工程の明確化とリスク評価を行っている	7.1	必須	農産物・品目ごとに作業工程、各工程で使用する資源（水、資材、機械・設備・車両等）を明らかにした農産物取扱い工程を文書化している。
	7.2	必須	農産物取扱い工程について、食品安全に係る危害要因を特定し、そのリスク評価を年1回以上行っている。

管理点	No.	レベル	適合基準
ほ場の土の安全性を確認している	8	重要	ほ場の土の安全性を確認している。
栽培から出荷まで、安全性が確保された水を使用している	9.1	重要	栽培に使用する水の水源（水道、井戸水、水路等）を確認している。
	9.2	必須	収穫が近い時期のかん水に使用する水及び農産物を最後に洗浄する水には、水道水など安全な水を使用している。
肥料等の安全性を確認している	10	必須	放射性物質の確認が必要な肥料等について、含まれる放射性物質が国の基準を超えていないことを確認している。また、行政による公定規格に合格した肥料以外の肥料等は、原材料、製造工程または検査結果を把握することにより、農産物に危害を及ぼす要因が無いことを確認している。
肥料の保管管理を適切に行っている	11	重要	肥料等の保管場所と農産物を取り扱う場所とが明確に区分されている。
肥料を適切に使用している	12	重要	公定規格に合格し、成分保証された肥料を適切に使用している。
堆肥や有機物を適切に使用している	13.1	重要	堆肥を使用する場合、病原性微生物の混入防止や外来雑草種子殺滅のため、高温で発酵した完熟堆肥を使用している。
	13.2	必須	未熟な有機物や家畜糞など病原微生物による汚染の危険があるものを使用しない。
農薬の保管管理を適切に行っている	14.1	必須	農薬は専用の場所で保管している。また、開封した農薬の保管は、こぼれたり、他の農薬容器に付着しないように管理している。【法令上の義務を含む】
	14.2	重要	農薬の保管場所や調合場所と農産物を取り扱う場所とが明確に区分されている。
農薬は適切に使用している	15.1	必須	無登録農薬は使用せず、農水省登録のある農薬を使用している。【法令上の義務】
	15.2	必須	防除計画に基づき、適正に農薬を使用するとともに、農薬ラベルの記載事項を事前に確認してから散布している。特に、使用基準（適用作物、使用回数、使用時期、希釈倍数または使用量）は厳守している。【法令上の義務】
	15.3	必須	防除の作業者と農薬の責任者が異なる場合は、責任者の指示により防除を行う。
	15.4	必須	農薬の責任者は出荷前に防除実績を確認し、誤った使用がないか点検する。

管理点	No.	レベル	適合基準
残留農薬のおそれがない農産物を生産・出荷している	16.1	重要	前作で土壌に散布した農薬を把握しており、当該作付け作物に対する残留リスクがないことを確認している。
	16.2	重要	防除器具（タンク、ノズル、ホース含む）が洗浄され、前回散布の農薬が残っていない。
	16.3	必須	収穫する作物について、園地外からのドリフトに注意している。
	16.4	重要	所属する集荷団体は出荷前の残留農薬の分析を実施している。
ほ場やハウス等を衛生的に管理している	17.1	必須	ほ場やハウス等は、定期的に清掃し、廃棄物や不要物が散乱しないようにしている。
	17.2	重要	ハウス等の施設では、汚水流入や動物の侵入など外部からの汚染がないような構造になっている。
農作業・収穫・運搬・輸送の工程は衛生的に管理している	18.1	必須	農作業に使用する機械、農機具、収穫用のハサミは、常に衛生的に保たれている。また、収穫コンテナは清潔なものを使用しているなど、汚染・異物混入がないようにしている。
	18.2	重要	収穫作業従事者は、清潔な服装や帽子着用など衛生的で異物混入防止に注意を払っている。
	18.3	重要	ほ場や施設から通える場所に手洗い設備、トイレがある。手洗い設備には洗浄剤、消毒液などを備えており、また、トイレは衛生的に管理されている。
	18.4	重要	収穫物をトラック等で運搬する場合には、荷台は農薬や糞等の付着による汚染がないよう、使用後は必ず洗浄し衛生的に保つようになっている。
施設の衛生管理に必要な措置を講じている	19.1	必須	ゴミ箱が設置されており、残渣等の廃棄物はその日のうちに施設外に持ち出している。また、作業後の清掃を必ず行っている。
	19.2	重要	施設内での農薬、肥料、機械油等による農産物への汚染がないよう、区分管理を行うなど、必要な措置を講じている。
	19.3	重要	出荷調整施設や貯蔵施設では、汚水流入や動物等による汚染防止が図られている。
	19.4	必須	農産物を入れる保管時の資材や包装資材は、清潔に保管管理されたものを使用している。
	19.5	必須	農産物の保管・輸送時は適切な温度で管理している。

管理点	No.	レベル	適合基準
作業員からの汚染防止の措置を講じている	20.1	必須	全ての作業従事者は、以下の際に清潔で衛生的な場所で手洗いを確実にしている。 1 原料及び製品取扱い前 2 食事後、トイレ使用后、喫煙後
	20.2	重要	清潔な衣服で作業を実施する。また、作業員がケガや病気をしている場合は、作業に従事させない。
	20.3	重要	喫煙・飲食する場所は農産物に影響が無いように対策を講じている。
3 環境保全			
肥料や堆肥による汚染を防いでいる	21.1	必須	保管場所や散布場所から肥料や堆肥等が流出しないよう適切に管理している。
	21.2	必須	効率的に肥料・堆肥等を施用するための施肥設計を行っている（または、JA等の指導を受けている）。
農薬による汚染を防いでいる	22	必須	農薬の使用残がでないように必要な量だけを秤量・調製するとともに、使用後にタンクを洗浄する場合、ほ場内で適切に処分し、水路や河川に流入しないよう措置を講じている。
化学農薬に過度に依存しない防除法を実践している	23.1	必須	県やJA等で作成する防除暦や発生予察情報等を活用し、適切な防除計画を立てている。
	23.2	必須	発生予察情報やほ場の観察により、防除要否や防除時期を判断している。
	23.3	重要	病害虫や雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めている。また、化学合成農薬の代替として、物理的防除、生物的防除等の技術を組み合わせたIPMの導入に努めている。 病害虫や雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めている。
農薬のドリフト防止対策を行っている	24.1	必須	近隣の住宅地、通学路、学校等に農薬散布の悪影響がないよう配慮した防除を行っている。【法令上の義務】
	24.2	重要	ドリフト防止の基本対策（山形県病害虫防除基準やJA等の指導資料による）を講じている。また、土壌くん蒸剤等を使用する場合は揮散を防止する対策を行っている。
周辺環境に配慮した農業生産活動を実践している	25.1	重要	ほ場から出るごみ等が少なくなるようにしている。また、ほ場や施設は清潔に保っている。
	25.2	重要	作物残さについては、堆肥化などリサイクルに努め、廃棄物の削減を図っている。
	25.3	必須	ほ場から生じる廃油、廃プラスチックの保管場所は決めている。また、廃プラスチックは、JA等を通じて適正に廃棄している。【法令上の義務】

管理点	No.	レベル	適合基準
周辺環境に配慮した農業生産活動を実践している	25.4	必須	不適切な屋外燃焼行為により、周辺へ悪影響を及ぼさないようにしている。【法令上の義務】
	25.5	重要	ほ場及び農産物取扱施設で発生した排水やそれに含まれる植物残さ、掃除ごみ等を管理している。
	25.6	重要	周辺住民等に対して騒音、振動、悪臭、煙・埃・有害物質の飛散・流出等に配慮している。
環境に配慮した農業を実践している	26.1	重要	堆肥等の有機物による土づくりなど、適切な土壌管理を行っている。
	26.2	重要	降雨や強風によって土壌が流亡する恐れがある場合は、対策を実施している。
4 労働安全			
労働安全のリスク評価を行っている	27	必須	農産物取扱工程において、ほ場、作業道、農産物取扱施設及びその敷地等における危険な場所、危険な作業を特定し、そのリスク評価を年1回以上行っている。
適切な服装及び保護具を着用している	28.1	重要	衣類や手足などが機械に巻き込まれないよう、作業に適した服装や靴を着用している。
	28.2	必須	農薬散布等の作業において、農薬の容器等の表示内容を確認し、適切な保護衣や保護具（防護マスク、メガネ、長靴、手袋）を着用している。
事故防止のための作業環境整備及び機械作業時の安全対策を講じている	29.1	必須	機械類の定期点検・整備を実施するとともに、使用前の試運転や使用後の清掃・整備等を実施している。また、機械類は取扱説明書に従って適正使用し、適切に保管している。【法令上の義務を含む】
	29.2	必須	燃料は、危険物表示があり火気がなく、通常部外者が立ち入らず、漏れた場合でも河川に流入しない場所に保管している。【法令上の義務を含む】
	29.3	必須	資格を必要とする作業等には、未資格者は従事させない。また、危険を伴う作業には、未熟な作業等者は従事させないようにする。
	29.4	必須	資格を必要とする作業や、危険を伴う作業等に必要な力量を身につけるため、作業者に教育訓練を実施している。
事故時・事故後の備えを整えている	30.1	重要	農作業中の事故の際に応急措置ができるよう、清潔な水、救急箱を備え付けている。また、緊急時の連絡体制を整え、病院等の連絡先がわかるよう掲示している。
	30.2	重要	万が一の事故に備え、労災保険や傷害共済などに加入している。【法令上の義務を含む】

管理点	No.	レベル	適合基準
5 人権保護			
労働条件を遵守している	31	必須	労働者を雇用する場合、労働条件を遵守し、「労働者名簿」、「賃金台帳」、「出勤簿」を整備している。【法令上の義務】
雇用や待遇で差別をしていない	32	必須	労働者の雇用や待遇に関し、人種、民族、国籍、宗教、性別によって差別をしない。
外国人技能実習生などに快適な住環境を提供している	33	必須	外国人技能実習生など、外国人雇用がある場合、住環境の提供や労働条件について適切に行っている。
労働者とコミュニケーションをとっている	34	重要	使用者と労働者との間で労働条件、労働環境、労働安全等に関する意見交換を年1回以上実施し、内容を記録している。
6 個別項目（養液栽培・特定外来生物・エネルギー節減・鳥獣害対策）			
養液栽培の肥料を適切に使用している	35	重要	養液栽培を行う場合、装置のメンテナンスのほか、培養液の取り替え、再利用の場合の汚染防止、器具の洗浄・消毒等、養液の病原性微生物汚染防止対策や異物混入防止対策を行っている。
りんごのかび毒汚染対策を実施している	36	重要	りんごでは、果実が傷つかないようにするなど、かび毒（パツリン）汚染の低減対策を実施している。
特定外来生物を適正に利用している	37	必須	セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼育管理を行っている。【法令上の義務】
エネルギーの節減対策を実施している	38	重要	施設・機械等の使用において、不必要・非効率なエネルギー消費の節減に努めている。
鳥獣被害対策を実施している	39	重要	鳥獣を引き寄せない取組み等、有害鳥獣による農業被害防止対策を実施している。